

各位

三井住友信託銀行株式会社

「未利用口座管理手数料」の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、2022年6月1日（水）より、2年以上未利用の普通預金口座について、「未利用口座管理手数料（以下、「本手数料」）」（年間1,320円（税込））を新設することといたしました。

なお、本手数料の初回引き落としは、2024年9月を予定しております。詳細は、以下をご確認ください。

本件により、長期間利用のない口座が不正利用されるなどの被害防止を図るとともに、口座の維持・管理に係る費用の一部をお客さまにご負担いただくことで、金融サービスの維持・向上に努めてまいります。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

対象となるお客さま	個人のお客さま・法人のお客さま
対象となる口座	2022年6月1日（水）以降、2年以上、一度もお預け入れまたはお引き出し（該当普通預金のお利息の入金および本手数料の引き落としは除きます）が無い普通預金口座（総合口座を含みます） <u>※本手数料導入以前に開設された口座も対象となります。</u>
本手数料の対象外となる条件	以下のいずれかの条件を満たす場合は、 <u>本手数料の対象外</u> となります。 ■個人のお客さま ①対象となる口座の普通預金残高が1万円以上の場合 ②同一名義（※）で定期預金、投資信託、投資一任、外貨預金、生命保険、国債等を1円以上保有されている場合 ③同一名義でNISA口座をご開設いただいている場合 ④同一名義で住宅ローン等のお借り入れをいただいている場合 ⑤同一名義で三井住友信託ビジネスアドバンテージをご契約されている場合 ⑥同一名義で金銭信託、遺言信託をご契約されている場合 ⑦その他当社が必要と認める場合 ■法人のお客さま ①対象となる口座の残高が1万円以上の場合 ②同一名義（※）で定期預金、貸付取引、各種信託取引、マーケット取引、仲介を除く不動産取引、証券代行取引、各種職域取引、その他継続的な取引を前提としたお取引をいただいている場合 ③その他当社が必要と認める場合 ※当社でお客さまの情報をもとに名寄せさせていただき同一のお客さまと判定できた名義
本手数料の引き落としについて	・本手数料の対象となる口座をお持ちのお客さまには、事前にお届けのご住所あてに文書でご案内いたします。 ・ご案内を差し上げてから一定期間（約3カ月）中に対象となる口座へのお預け入れまたはお引き出し（ご解約を含む）がない場合、対象となる口座の普通預金残高より、年間1,320円（税込）の本手数料を引き落としいたします。 ※送付した「ご案内」が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

	<p>※ご案内が届きましたら、対象となる口座をご確認いただき、今後のご利用予定に合わせて、お預け入れまたはお引き出し（ご解約を含む）のお手続きをご検討ください。</p> <p>※お客さまごとに引き落としの月が異なり、初回の引き落としは、原則、9月に誕生日を迎える個人のお客さまが対象となります（2024年5月31日(金)時点のご利用状況をもとに、2024年6月にご案内を送付し、2024年9月に引き落とし予定です）。</p> <table border="1" data-bbox="453 383 986 517"> <tr> <td>対象のお客さま</td> <td>引き落とし月</td> </tr> <tr> <td>個人のお客さま</td> <td>誕生月</td> </tr> <tr> <td>法人のお客さま</td> <td>11月</td> </tr> </table>	対象のお客さま	引き落とし月	個人のお客さま	誕生月	法人のお客さま	11月
対象のお客さま	引き落とし月						
個人のお客さま	誕生月						
法人のお客さま	11月						
<p>口座の自動解約について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる口座の普通預金残高が本手数料の金額未満の場合、当該普通預金残高全額を本手数料として引き落としのうえ、同口座を解約いたします。口座解約後にお届けのご住所あてに計算書をお送りいたします。 なお、ご負担いただいた本手数料の返却、および解約した口座の再利用には応じかねますのであらかじめご了承ください。 <p>※対象となる口座の普通預金残高を上回る本手数料の徴求はございません。</p> <p>※口座解約後のお客さまのお手続きは一切ございません。</p>						

※本手数料の取り扱いについて変更がある場合は、当社ホームページ等でお知らせいたします。

以上